

医政総発 1224 第 3 号
薬食総発 1224 第 1 号
薬食安発 1224 第 2 号
平成 26 年 12 月 24 日

各

| |
|---------|
| 都 道 府 県 |
| 保健所設置市 |
| 特 別 区 |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬食品局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策の徹底について
(医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼)

医薬品等の誤飲防止対策については、平成 25 年 1 月 4 日付け医政総発 0104 第 1 号・薬食総発 0104 第 2 号・薬食安発 0104 第 1 号厚生労働省医政局総務課長・医薬食品局総務課長・安全対策課長連名通知「医薬品等の誤飲防止対策の徹底について（医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼）」により、医療機関及び薬局への周知徹底をお願いしているところです。

今般、消費者安全調査委員会より「消費者安全法第 31 条第 3 項に基づく経過報告「子どもによる医薬品誤飲事故」」（平成 26 年 12 月 19 日付け消費者安全調査委員会報告書。以下「報告書」という。）が別添 1 のとおりとりまとめられ、消費者安全調査委員会委員長から厚生労働大臣に対し別添 2 のとおり意見が提出されたところです。

報告書では、事故等原因調査の結果、子どもによる大人用医薬品の誤飲が多く発生し、入院に至るような重い中毒症状を呈すると考えられる向精神薬等の誤飲の発生も認められています。また、保護者へのアンケート調査から、保護者に誤飲事故について十分に認知されていないことや、誤飲事故が発生した際の対処方法を知らない保護者が多いこ

とが報告されています。

つきましては、子どもによる医薬品誤飲事故を防ぐため、下記について貴管下の医療機関及び薬局への周知方よろしくお願いします。

記

子どもが誤飲して、重い中毒症状を呈するリスクが高く特に注意を要する医薬品（向精神薬、気管支拡張剤、血圧降下剤及び血糖降下剤）を中心に、医薬品の処方又は調剤に当たっては、報告書の「子どもの行動特性からみる医薬品誤飲事故」を参考に、家庭における保管について、情報の掲示等により保護者等に注意喚起すること。

また、薬袋等に子どもによる誤飲に関する注意点を記載する等の対策を講じること。

さらに、医薬品の処方又は調剤に当たっては、誤飲事故が発生した場合の対処方法として、報告書の「（参考）子どもによる医薬品を誤飲した際の相談機関及び相談に必要な情報例」（64頁）について情報の掲示等により保護者等に情報提供すること。

なお、情報の掲示物の例としては別紙のとおりであり参考にされたい。

（参考）

本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発出された時に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス」（PMDAメディナビ）が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されております。以下のURLから登録できますので、御活用ください。

医薬品医療機器情報配信サービス

<http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>

また、公益財団法人日本医療機能評価機構が、医療事故情報収集等事業において収集された情報に基づき、医療事故の発生予防、再発防止を促進するために特に周知すべき情報を医療安全情報として下記ホームページに掲載していますので、御活用ください。

日本医療機能評価機構医療安全情報ホームページ

<http://www.med-safe.jp/contents/info/index.html>

保護者の皆様へ



子どもによる医薬品の 誤飲事故に注意！



子どもによる大人用の医薬品の誤飲が多く発生しています。子どもの行動の特徴をふまえ、特に、子どもが誤飲すると入院等の重い中毒症状を呈するリスクが高い医薬品(向精神薬、気管支拡張剤、血圧降下剤及び血糖降下剤)の家庭における保管については十分注意しましょう。

！ 家庭での医薬品の保管のポイント ！

- 子どもの手の届かない、見えない所に保管しましょう。
- 保管する場合には、鍵のかかる場所に置く、取り出しにくい容器に入れるなど、複数の対策を講じましょう。

子どもが医薬品を誤飲した際の相談機関(例)

中毒110番・電話サービス(通話料は相談者負担)

【連絡先】 大阪中毒110番(365日24時間対応) 電話:072-727-2499

つくば中毒110番(365日9~21時対応) 電話:029-852-9999

出典:消費者安全法第31条第3項に基づく経過報告「子どもによる医薬品誤飲事故」
(平成26年12月19日 消費者安全調査委員会)

★詳しくは消費者庁ホームページをご覧ください。

(http://www.caa.go.jp/safety/pdf/141219kouhyou_2.pdf)

医政総発 1224 第 4 号
薬食総発 1224 第 2 号
薬食安発 1224 第 3 号
平成 26 年 12 月 24 日

(別記) 殿

厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省医薬食品局総務課長

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策の徹底について
(医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼)

標記について、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）長等あてに通知しましたので、御了知いただくと共に、関係者への周知方よろしく申し上げます。

(別記)

公益社団法人 日本医師会 会長
公益社団法人 日本歯科医師会 会長
公益社団法人 日本薬剤師会 会長
一般社団法人 日本病院薬剤師会 会長
公益社団法人 日本看護協会 会長
公益社団法人 日本助産師会 会長
公益社団法人 日本小児科学会 会長
一般社団法人 日本医療法人協会 会長
公益社団法人 全日本病院協会 会長
公益社団法人 全国自治体病院協議会 会長
公益社団法人 日本精神科病院協会 会長
一般社団法人 日本病院会 会長
独立行政法人 国立病院機構 理事長
独立行政法人 労働者健康福祉機構 理事長
公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会 会長
一般社団法人 全国公私病院連盟 会長
社会福祉法人 恩賜財団済生会 会長
日本赤十字社 社長
国家公務員共済組合連合会 理事長
社会福祉法人 北海道社会事業協会 会長
一般社団法人 地方公務員共済組合協議会 会長
全国厚生農業協同組合連合会 会長
健康保険組合連合会 会長
独立行政法人 地域医療機能推進機構 理事長
宮内庁長官官房秘書課長
法務省矯正局矯正医療管理官
文部科学省高等教育局医学教育課長
防衛省人事教育局衛生官
独立行政法人 国立国際医療研究センター 理事長
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 理事長
独立行政法人 国立がん研究センター 理事長
独立行政法人 国立長寿医療研究センター 理事長
独立行政法人 国立成育医療研究センター 理事長
独立行政法人 国立循環器病研究センター 理事長
公益財団法人 日本医療機能評価機構 理事長
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 理事長

(以 上)

雇児母発 1224 第 1 号

平成 26 年 12 月 24 日

各

| |
|---------|
| 都 道 府 県 |
| 保健所設置市 |
| 特 別 区 |

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

（公 印 省 略）

子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策の徹底について

子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策について、今般、消費者安全調査委員会より「消費者安全法第 31 条第 3 項に基づく経過報告「子どもによる医薬品誤飲事故」（平成 26 年 12 月 19 日付け消費者安全調査委員会報告書。以下「報告書」という。）がとりまとめられ、消費者安全調査委員会委員長から厚生労働大臣に対し意見が提出されました。

これを受け、別紙 1 のとおり「子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策の徹底について（医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼）」（平成 26 年 12 月 24 日付け医政総発 1224 第 3 号、薬食総発 1224 第 1 号、薬食安発 1224 第 2 号厚生労働省医政局総務課長、医薬食品局総務課長、医薬食品局安全対策課長連名通知）が、各都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部（局）長あてに、別紙 2 のとおり「子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策の徹底について（医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼）」（平成 26 年 12 月 24 日付け医政総発 1224 第 4 号、薬食総発 1224 第 2 号、薬食安発 1224 第 3 号厚生労働省医政局総務課長、医薬食品局総務課長、医薬食品局安全対策課長連名通知）が、関係団体等あてに発出され、子どもによる医薬品誤飲事故を防ぐために医療機関及び薬局への周知について依頼されているところです。

このため、貴職におかれましては、子どもによる医療品誤飲事故の防止対策について御了知いただくとともに、報告書の内容を踏まえ、保健指導等の母子保健サービスにおいて、保護者等への情報提供に努めていただくようよろしくお願いいたします。